

ヘルプマークストラップの配付

1 ヘルプマークとは

ヘルプマークは、内部障がいや発達障がい、難病の方など、外見から分からなくても支援や配慮を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるものです。



2 ヘルプマーク（カード）の活用例

次のような場面で周囲の人にヘルプマークを提示するもの。

- ・日常生活の中でちょっと手助けが必要なおとき（公共交通機関等）
- ・パニックや発作を起こした、急な体調不良などの緊急のとき
- ・災害発生に伴う避難のときや、避難所で過ごすとき

3 ヘルプマークの配布方法

(1) ヘルプカード

平成 29 年 8 月から配付開始。

障がい保健福祉課、区役所福祉課、障がい者相談支援センターなどで配付。
※市ホームページからのダウンロードも可能。

(2) ヘルプマークストラップ

令和 3 年 10 月から県が配付開始。

県からの配付依頼を受けて、本市は令和 4 年 4 月から配付開始。

（配付窓口）

障がい保健福祉課、区役所福祉課、障がい者相談支援センター



ヘルプマークストラップ



熊本市ヘルプカード



熊本県ヘルプカード